６５歳以上の年金受給者の方にお知らせです

～年金からの天引き（年金特別徴収）について～

　公的年金等を受給されている６５歳以上（４月１日現在）の方を対象に、公的年金等からの住民税の特別徴収（天引き）が行われています。公的年金等に係る所得に対し住民税が課税される方につきましては、年金保険者が年金から住民税を天引きし、猪苗代町へ直接納付します。この制度を、年金特別徴収制度といいます。

【年金特別徴収の対象となる場合】

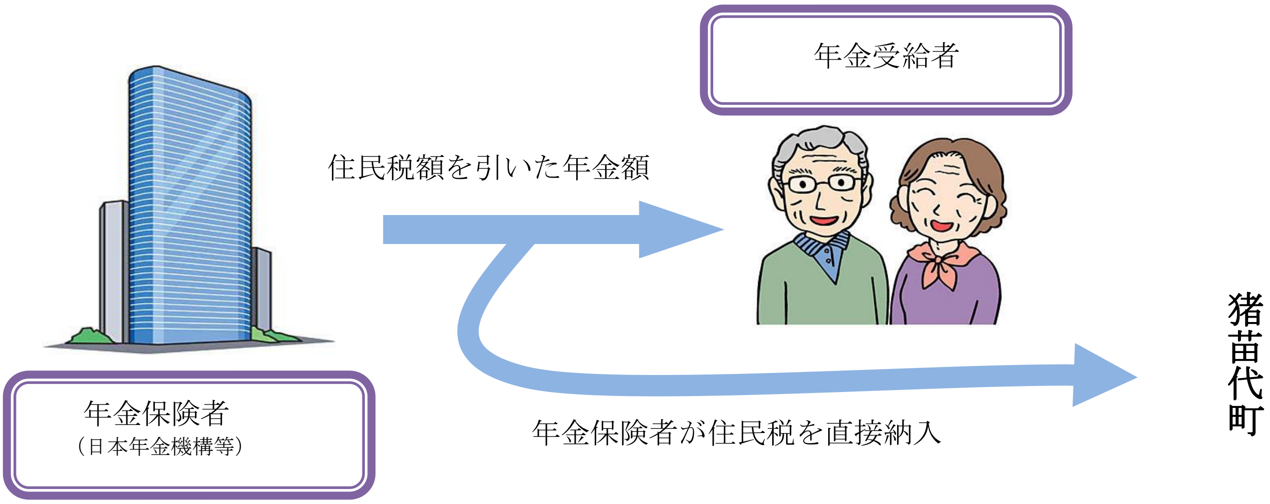

【天引きの対象となる年金を受給している】

・老齢基礎年金、退職年金　など

【天引きされる住民税額】

・年金所得の金額から計算した住民税額

【納付の方法と時期】

・年金からの特別徴収は年税額を年金受給月（年６回）に分割し、徴収します。

例）年金以外に収入がない方で、特別徴収が前年度から継続される方の場合の納付

徴収方法	年金からの特別徴収（仮徴収）※１			年金からの特別徴収（本徴収）※２		
月	４月	６月	８月	１０月	１２月	翌年２月
税　額	**前年度年税額の１／６ずつ納付（天引き）**			**残りの税額の１／３ずつ納付（天引き）**		

※１　仮徴収…４、６、８月に前年度年税額の１／２に相当する額が特別徴収されます。
※２　本徴収…１０、１２、翌２月に年税額から仮徴収分を差し引いた残りの税額が特別徴収されます。

【年金特別徴収の対象とならない場合について】

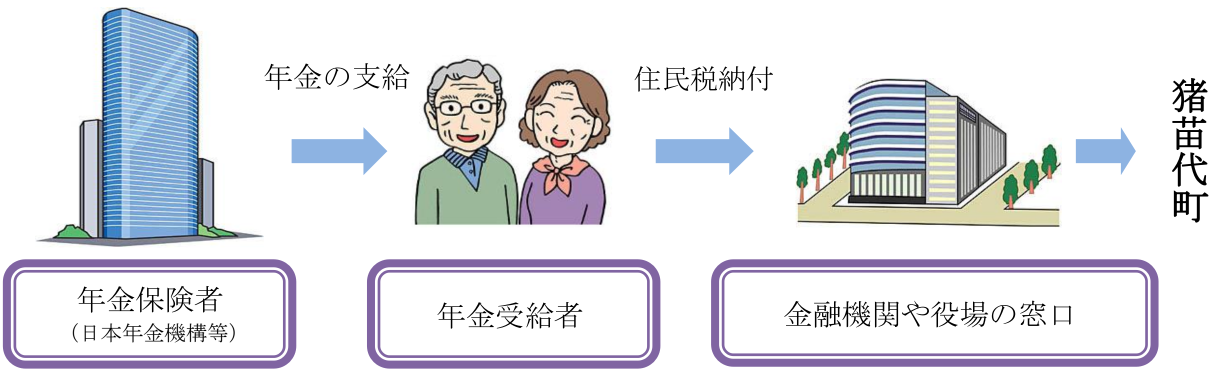

【天引きの対象とならない年金を受給している】

・障害年金や遺族年金などの非課税の年金を受給している…納付の必要はありません。

【対象とならない方である】

・年金収入のみで住民税が非課税である…納付の必要はありません。
・引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える。
　※ 年金所得と併せて給与や事業所得等がある方は、納付書、口座振替または給与からの天引きにより納付してください。

【年度途中で年金天引きが中止となった】

・猪苗代町から他市区町村への転出
・住民税額の変更
・年金の支給停止　など
　※ 納付書、口座振替により納付してください。一定の要件により、年金特別徴収が継続されます

【納付の方法と時期】

・年金からの特別徴収は年税額を年金受給月（年６回）に分割し、徴収します。
・年金以外の住民税は、納期限（年４回）までに納付してください。

例）年金を受給しながら事業・農業・不動産所得等もある方の場合は①と②となります。

<table>
<tr><td rowspan="2">①</td><td>月</td><td>４月</td><td colspan="2">６月</td><td>８月</td><td>１０月</td><td colspan="2">１２月</td><td>翌年２月</td></tr>
<tr><td>年金所得分</td><td colspan="4">年金からの特別徴収（仮徴収）</td><td colspan="4">年金からの特別徴収（本徴収）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td>月</td><td colspan="2">６月（第１期）</td><td colspan="2">８月（第２期）</td><td colspan="2">１０月（第３期）</td><td colspan="2">翌年１月（第４期）</td></tr>
<tr><td>他の所得分</td><td colspan="8">納付書、口座振替</td></tr>
</table>

（問い合わせ先：猪苗代町税務課賦課係　TEL0242－62－2113）